

(表)

生活保護法
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

※
指定 { 医療機関
介護機関
施術機関
助産機関 } 処分届書

次のとおり届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	区 分	
	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所在地 (住所)	
処分の種類及びその年月日		

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

届出者 住 所
氏 名

(裏)

注意事項

1. この書類は、生活福祉室生活福祉課又は福祉事務所を經由して市長に提出してください。
2. この書類は、次の場合に速やかに提出してください。
 - ①病院、診療所、老人保健施設、指定訪問看護事業者又は薬局が処分を受けた場合
 - ②医師、歯科医師、助産師又は施術者が処分を受けた場合
 - ③助産師又は施術者が開設する助産所又は施術所が処分を受けた場合
 - ④介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、居宅介護事業者又は居宅介護支援事業者が処分を受けた場合

記載事項

1. 「区分」には、注意事項2に掲げる事業等（診療所、歯科医師、介護老人保健施設等）を記入してください。
2. 病院、診療所、老人保健施設又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
3. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が届け出る場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。
4. ※印の箇所については、不要のものを棒線で消してください。
5. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関コード、訪問看護ステーションコード、薬局コード又は介護保険事業者番号を記載してください。
6. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式の名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」等と記載してください。
7. 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
8. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。